

## 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

## 第1条による改正

## 宮代町職員の給与に関する条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>第18条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第18条の2 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合に</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>第18条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第18条の2 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合に</p>

改 正 案	現 行
<p>は、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2) 及び (3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>は、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2) 及び (3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例  
 第2条による改正  
 宮代町土砂のたい積の規制に関する条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(罰則)            第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。            (1) 及び(2) (略)            第22条 第16条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則)            第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。            (1) 及び(2) (略)            第22条 第16条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p>

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例  
 第2条による改正  
 宮代町議会の個人情報の保護に関する条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>第6章 罰則</p> <p>第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第6章 罰則</p> <p>第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例  
 第3条による改正  
 宮代町消防団条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(欠格条項)            第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、            団員となることができない。            (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行が            終わるまでの者又はその執行を受けるこ            とがなくなるまでの者            (2) 及び (3) (略)</p>	<p>(欠格条項)            第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、            団員となることができない。            (1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行が            終わるまでの者又はその執行を受けるこ            とがなくなるまでの者            (2) 及び (3) (略)</p>

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

第4条による改正

宮代町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(退職報償金支給の制限)</p> <p>第7条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(2) ～ (5) (略)</p>	<p>(退職報償金支給の制限)</p> <p>第7条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。</p> <p>(1) <u>禁固</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(2) ～ (5) (略)</p>

## 宮代町職員の給与に関する条例 新旧対照表 (第1条による改正)

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5</u>」とあるのは「<u>6月に支給する場合には100分の68.75、12月に支給する場合には100分の71.25</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第18条の3 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第3項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額<u>に、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額<u>に、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支</u></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u></p> <p>_____を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u></p> <p>_____」とあるのは「<u>100分の68.75</u></p> <p>_____」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第18条の3 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第3項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額<u>に100分の102.5</u></p> <p>_____を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額<u>に100分の48.75</u></p>

改 正 案								現 行							
給する場合には100分の51.25を乗じて得た額の総額								を乗じて得た額の総額							
3～5 (略)								3～5 (略)							
別表第1 (第3条関係)								別表第1 (第3条関係)							
行政職給料表								行政職給料表							
職員の区分	号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	職員の区分	号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000		1	162,100	208,000	221,100	258,700	295,400	323,100
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,700	337,500		2	163,200	209,700	222,700	260,700	297,500	325,300
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,600	340,000		3	164,400	211,400	224,800	262,700	299,500	327,500
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	315,500	342,400		4	165,500	212,900	226,900	264,700	301,400	329,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	317,400	344,800		5	166,600	214,400	229,200	271,600	303,200	331,500
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	319,300	347,100		6	167,700	216,200	231,000	273,200	305,000	333,500
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	321,200	349,400		7	168,800	217,900	232,800	274,700	306,600	335,700
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	323,000	351,700		8	169,900	219,600	234,600	276,300	308,200	338,400
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	324,800	354,000		9	170,900	221,100	240,900	277,800	309,800	341,000
	10	196,200	243,400	270,300	300,000	326,300	356,300		10	172,300	222,600	242,400	279,500	312,000	343,700
	11	197,800	244,800	271,300	301,200	328,200	358,600		11	173,600	224,100	243,800	281,300	314,200	346,400
	12	199,400	246,200	272,300	302,400	330,000	360,900		12	174,900	225,600	245,200	283,100	316,200	349,100
	13	201,000	247,400	273,300	303,600	331,700	363,200		13	176,100	226,800	246,400	284,800	318,200	351,800
	14	202,700	248,600	274,300	304,800	333,400	365,500		14	177,600	228,200	248,000	286,700	320,200	354,500
	15	204,400	249,800	275,300	306,000	335,000	367,700		15	179,100	229,600	249,500	288,500	322,100	357,200
	16	206,100	251,000	276,300	307,000	336,900	369,700		16	180,700	231,000	250,900	290,300	324,000	359,900
	17	207,400	252,100	277,300	308,000	338,700	371,600		17	181,800	232,400	252,000	292,100	326,300	362,500
	18	209,000	253,200	278,300	308,900	340,500	373,400		18	183,200	234,000	253,400	293,700	328,800	365,100
	19	210,600	254,300	279,300	309,800	342,200	376,000		19	184,600	235,500	254,900	295,500	331,100	367,700
	20	212,100	255,400	279,500	311,500	343,900	378,300		20	186,000	236,900	256,600	297,500	333,600	370,300
	21	213,600	256,400	281,700	313,200	345,500	380,500		21	187,300	238,100	258,700	299,600	336,000	373,000
	22	215,200	257,400	282,900	314,700	347,200	382,400		22	189,600	239,700	260,700	301,600	338,300	375,500
	23	216,800	258,400	284,300	316,100	348,800	384,700		23	191,800	241,200	262,700	303,600	340,500	378,000
	24	218,400	259,400	285,800	317,400	350,500	386,800		24	194,000	242,600	264,700	305,600	342,900	380,500
	25	225,600	261,300	287,300	318,700	352,100	388,800		25	202,400	243,600	271,600	307,500	345,100	383,100
	26	226,700	262,300	288,900	320,000	353,700	390,800		26	203,800	245,100	273,200	309,500	347,300	385,400
	27	227,800	263,300	290,400	321,300	355,200	393,100		27	205,200	246,400	274,700	311,400	349,400	387,700
	28	228,900	264,300	291,900	323,100	356,900	395,300		28	206,600	247,600	276,300	313,400	351,600	390,000
	29	230,000	265,300	293,400	324,900	358,500	397,500		29	208,000	248,700	277,800	315,200	353,700	392,200
	30	231,100	266,300	294,900	326,600	360,100	399,700		30	209,300	249,700	279,500	317,400	355,800	394,200
31	232,200	267,300	296,300	328,300	362,100	402,000	31	210,600	250,600	281,300	319,700	357,800	396,200		

改 正 案								現 行							
32	<u>233,300</u>	<u>268,300</u>	<u>297,600</u>	<u>330,000</u>	<u>364,100</u>	<u>404,200</u>		32	<u>211,900</u>	<u>251,500</u>	<u>283,100</u>	<u>322,000</u>	<u>360,000</u>	<u>398,200</u>	
33	<u>234,400</u>	<u>269,300</u>	<u>298,800</u>	<u>331,700</u>	<u>366,000</u>	<u>406,500</u>		33	<u>213,200</u>	<u>252,400</u>	<u>284,800</u>	<u>324,200</u>	<u>362,100</u>	<u>400,300</u>	
34	<u>235,500</u>	<u>270,300</u>	<u>300,300</u>	<u>333,400</u>	<u>367,900</u>	<u>408,300</u>		34	<u>214,400</u>	<u>253,300</u>	<u>286,700</u>	<u>326,500</u>	<u>364,000</u>	<u>402,200</u>	
35	<u>236,600</u>	<u>271,300</u>	<u>301,800</u>	<u>335,000</u>	<u>369,800</u>	<u>410,100</u>		35	<u>215,600</u>	<u>254,100</u>	<u>288,500</u>	<u>328,800</u>	<u>365,600</u>	<u>404,100</u>	
36	<u>237,700</u>	<u>272,300</u>	<u>303,200</u>	<u>336,700</u>	<u>371,700</u>	<u>411,900</u>		36	<u>216,700</u>	<u>254,900</u>	<u>290,300</u>	<u>331,100</u>	<u>367,500</u>	<u>406,400</u>	
37	<u>238,800</u>	<u>273,300</u>	<u>304,600</u>	<u>338,400</u>	<u>373,600</u>	<u>413,700</u>		37	<u>217,800</u>	<u>255,600</u>	<u>292,100</u>	<u>333,700</u>	<u>369,300</u>	<u>408,100</u>	
38	<u>239,800</u>	<u>274,300</u>	<u>305,700</u>	<u>340,300</u>	<u>375,500</u>	<u>415,500</u>		38	<u>218,900</u>	<u>256,700</u>	<u>293,700</u>	<u>335,900</u>	<u>371,100</u>	<u>409,800</u>	
39	<u>240,800</u>	<u>275,300</u>	<u>306,700</u>	<u>342,200</u>	<u>377,400</u>	<u>417,300</u>		39	<u>219,900</u>	<u>257,900</u>	<u>295,500</u>	<u>338,100</u>	<u>372,900</u>	<u>411,500</u>	
40	<u>241,800</u>	<u>276,400</u>	<u>307,900</u>	<u>344,100</u>	<u>379,200</u>	<u>419,100</u>		40	<u>220,900</u>	<u>259,000</u>	<u>297,500</u>	<u>340,500</u>	<u>374,700</u>	<u>413,400</u>	
41	<u>242,800</u>	<u>277,400</u>	<u>309,100</u>	<u>346,000</u>	<u>381,000</u>	<u>420,900</u>		41	<u>221,800</u>	<u>260,300</u>	<u>299,600</u>	<u>343,200</u>	<u>376,800</u>	<u>415,000</u>	
42	<u>243,800</u>	<u>278,700</u>	<u>310,700</u>	<u>347,900</u>	<u>382,700</u>	<u>422,700</u>		42	<u>222,700</u>	<u>261,900</u>	<u>301,600</u>	<u>345,200</u>	<u>378,500</u>	<u>416,700</u>	
43	<u>244,800</u>	<u>280,000</u>	<u>312,300</u>	<u>349,800</u>	<u>384,400</u>	<u>424,500</u>		43	<u>223,600</u>	<u>263,400</u>	<u>303,600</u>	<u>347,400</u>	<u>380,300</u>	<u>418,400</u>	
44	<u>245,800</u>	<u>281,200</u>	<u>313,900</u>	<u>351,700</u>	<u>386,100</u>	<u>426,200</u>		44	<u>224,500</u>	<u>265,100</u>	<u>305,600</u>	<u>349,600</u>	<u>381,900</u>	<u>420,100</u>	
45	<u>246,800</u>	<u>282,500</u>	<u>315,400</u>	<u>353,600</u>	<u>387,800</u>	<u>427,900</u>		45	<u>232,000</u>	<u>266,500</u>	<u>307,500</u>	<u>351,800</u>	<u>383,700</u>	<u>421,800</u>	
46	<u>247,800</u>	<u>283,800</u>	<u>317,000</u>	<u>355,400</u>	<u>389,500</u>	<u>429,500</u>		46	<u>233,600</u>	<u>267,800</u>	<u>309,500</u>	<u>353,800</u>	<u>385,300</u>	<u>423,200</u>	
47	<u>248,800</u>	<u>285,000</u>	<u>318,600</u>	<u>357,200</u>	<u>391,200</u>	<u>431,000</u>		47	<u>235,100</u>	<u>269,200</u>	<u>311,400</u>	<u>355,800</u>	<u>386,800</u>	<u>424,600</u>	
48	<u>249,800</u>	<u>286,200</u>	<u>320,200</u>	<u>359,000</u>	<u>392,800</u>	<u>432,400</u>		48	<u>236,500</u>	<u>270,600</u>	<u>313,400</u>	<u>357,800</u>	<u>388,300</u>	<u>425,900</u>	
49	<u>250,800</u>	<u>287,300</u>	<u>321,700</u>	<u>360,800</u>	<u>394,300</u>	<u>433,700</u>		49	<u>237,700</u>	<u>271,800</u>	<u>315,200</u>	<u>359,600</u>	<u>389,700</u>	<u>427,400</u>	
50	<u>251,800</u>	<u>288,500</u>	<u>323,400</u>	<u>362,500</u>	<u>395,700</u>	<u>434,900</u>		50	<u>239,300</u>	<u>273,500</u>	<u>317,000</u>	<u>361,300</u>	<u>391,200</u>	<u>428,700</u>	
51	<u>252,800</u>	<u>289,800</u>	<u>325,000</u>	<u>364,200</u>	<u>397,000</u>	<u>436,100</u>		51	<u>240,800</u>	<u>275,100</u>	<u>318,900</u>	<u>363,000</u>	<u>392,600</u>	<u>430,000</u>	
52	<u>253,800</u>	<u>291,100</u>	<u>326,600</u>	<u>365,900</u>	<u>398,200</u>	<u>437,300</u>		52	<u>242,200</u>	<u>276,800</u>	<u>320,800</u>	<u>364,700</u>	<u>393,900</u>	<u>431,300</u>	
53	<u>254,800</u>	<u>292,400</u>	<u>328,000</u>	<u>367,600</u>	<u>399,300</u>	<u>438,400</u>		53	<u>243,200</u>	<u>278,500</u>	<u>322,500</u>	<u>366,100</u>	<u>394,900</u>	<u>432,400</u>	
54	<u>255,700</u>	<u>293,400</u>	<u>329,700</u>	<u>369,300</u>	<u>400,400</u>	<u>439,500</u>		54	<u>244,700</u>	<u>280,100</u>	<u>324,200</u>	<u>367,800</u>	<u>396,300</u>	<u>433,400</u>	
55	<u>256,600</u>	<u>294,400</u>	<u>331,400</u>	<u>371,000</u>	<u>401,500</u>	<u>440,500</u>		55	<u>246,000</u>	<u>281,700</u>	<u>325,900</u>	<u>369,500</u>	<u>397,500</u>	<u>434,400</u>	
56	<u>257,500</u>	<u>295,500</u>	<u>333,000</u>	<u>372,600</u>	<u>402,500</u>	<u>441,500</u>		56	<u>247,200</u>	<u>283,300</u>	<u>327,600</u>	<u>371,200</u>	<u>398,600</u>	<u>435,400</u>	
57	<u>258,400</u>	<u>296,600</u>	<u>334,200</u>	<u>374,200</u>	<u>403,500</u>	<u>442,500</u>		57	<u>248,300</u>	<u>285,000</u>	<u>329,300</u>	<u>372,800</u>	<u>399,600</u>	<u>436,400</u>	
58	<u>259,300</u>	<u>297,800</u>	<u>336,100</u>	<u>375,800</u>	<u>404,500</u>	<u>443,400</u>		58	<u>249,300</u>	<u>286,500</u>	<u>331,000</u>	<u>374,400</u>	<u>400,800</u>	<u>437,300</u>	
59	<u>260,200</u>	<u>298,900</u>	<u>337,800</u>	<u>377,400</u>	<u>405,500</u>	<u>444,300</u>		59	<u>250,200</u>	<u>288,100</u>	<u>332,700</u>	<u>376,000</u>	<u>401,900</u>	<u>438,200</u>	
60	<u>261,100</u>	<u>300,100</u>	<u>339,400</u>	<u>378,900</u>	<u>406,500</u>	<u>445,100</u>		60	<u>251,100</u>	<u>289,700</u>	<u>334,400</u>	<u>377,600</u>	<u>402,900</u>	<u>439,100</u>	
61	<u>262,000</u>	<u>301,300</u>	<u>340,900</u>	<u>380,400</u>	<u>407,400</u>	<u>445,900</u>		61	<u>252,000</u>	<u>291,100</u>	<u>335,900</u>	<u>379,100</u>	<u>403,900</u>	<u>439,900</u>	
62	<u>262,900</u>	<u>302,600</u>	<u>342,500</u>	<u>381,900</u>	<u>408,300</u>	<u>446,500</u>		62	<u>252,900</u>	<u>292,400</u>	<u>337,500</u>	<u>380,600</u>	<u>404,900</u>	<u>440,700</u>	
63	<u>263,800</u>	<u>303,900</u>	<u>344,100</u>	<u>383,300</u>	<u>409,200</u>	<u>447,100</u>		63	<u>253,700</u>	<u>293,700</u>	<u>339,100</u>	<u>382,000</u>	<u>405,800</u>	<u>441,500</u>	
64	<u>264,700</u>	<u>305,200</u>	<u>345,700</u>	<u>384,700</u>	<u>410,000</u>	<u>447,700</u>		64	<u>254,500</u>	<u>294,900</u>	<u>340,700</u>	<u>383,500</u>	<u>406,600</u>	<u>442,300</u>	
65	<u>265,500</u>	<u>306,500</u>	<u>347,400</u>	<u>386,100</u>	<u>410,800</u>	<u>448,300</u>		65	<u>255,200</u>	<u>296,100</u>	<u>342,200</u>	<u>384,800</u>	<u>407,600</u>	<u>442,900</u>	
66	<u>266,300</u>	<u>307,600</u>	<u>349,200</u>	<u>387,500</u>	<u>411,500</u>	<u>448,800</u>		66	<u>256,300</u>	<u>297,500</u>	<u>343,700</u>	<u>386,100</u>	<u>408,200</u>	<u>443,500</u>	
67	<u>267,100</u>	<u>308,700</u>	<u>351,000</u>	<u>388,800</u>	<u>412,200</u>	<u>449,300</u>		67	<u>257,500</u>	<u>298,900</u>	<u>345,200</u>	<u>387,400</u>	<u>409,200</u>	<u>444,100</u>	
68	<u>267,900</u>	<u>309,800</u>	<u>352,800</u>	<u>390,100</u>	<u>412,900</u>	<u>449,800</u>		68	<u>258,600</u>	<u>300,300</u>	<u>346,700</u>	<u>388,700</u>	<u>409,900</u>	<u>444,400</u>	
69	<u>268,700</u>	<u>310,800</u>	<u>354,300</u>	<u>391,400</u>	<u>413,500</u>	<u>450,300</u>		69	<u>259,800</u>	<u>301,500</u>	<u>348,200</u>	<u>390,000</u>	<u>410,500</u>	<u>445,100</u>	

改 正 案								現 行							
70	<u>269,500</u>	<u>311,800</u>	<u>355,700</u>	<u>392,600</u>	<u>414,100</u>	<u>450,800</u>		70	<u>261,000</u>	<u>302,900</u>	<u>349,700</u>	<u>391,200</u>	<u>411,000</u>	<u>445,600</u>	
71	<u>270,300</u>	<u>312,800</u>	<u>357,100</u>	<u>393,800</u>	<u>414,700</u>	<u>451,200</u>		71	<u>262,100</u>	<u>304,100</u>	<u>351,200</u>	<u>392,200</u>	<u>411,900</u>	<u>446,100</u>	
72	<u>271,100</u>	<u>313,800</u>	<u>358,500</u>	<u>394,900</u>	<u>415,300</u>	<u>451,600</u>		72	<u>263,200</u>	<u>305,500</u>	<u>352,700</u>	<u>393,400</u>	<u>412,500</u>	<u>446,600</u>	
73	<u>271,800</u>	<u>314,800</u>	<u>360,000</u>	<u>396,000</u>	<u>415,900</u>	<u>452,000</u>		73	<u>264,300</u>	<u>306,300</u>	<u>353,900</u>	<u>394,500</u>	<u>412,900</u>	<u>447,000</u>	
74	<u>272,500</u>	<u>315,800</u>	<u>360,800</u>	<u>397,000</u>	<u>416,400</u>	<u>452,400</u>		74	<u>265,400</u>	<u>307,600</u>	<u>355,000</u>	<u>395,500</u>	<u>413,500</u>	<u>447,400</u>	
75	<u>273,200</u>	<u>316,800</u>	<u>361,800</u>	<u>398,000</u>	<u>416,900</u>	<u>452,800</u>		75	<u>266,500</u>	<u>308,900</u>	<u>356,100</u>	<u>396,500</u>	<u>414,100</u>	<u>447,800</u>	
76	<u>273,900</u>	<u>317,700</u>	<u>362,800</u>	<u>398,900</u>	<u>417,400</u>	<u>453,200</u>		76	<u>267,500</u>	<u>310,200</u>	<u>357,200</u>	<u>397,500</u>	<u>414,700</u>	<u>448,200</u>	
77	<u>274,600</u>	<u>318,600</u>	<u>363,700</u>	<u>399,800</u>	<u>417,900</u>	<u>453,600</u>		77	<u>268,500</u>	<u>311,400</u>	<u>358,200</u>	<u>398,400</u>	<u>414,900</u>	<u>448,700</u>	
78	<u>275,300</u>	<u>319,500</u>	<u>364,800</u>	<u>400,600</u>	<u>418,400</u>	<u>453,900</u>		78	<u>269,500</u>	<u>312,600</u>	<u>359,300</u>	<u>399,200</u>	<u>415,200</u>	<u>449,000</u>	
79	<u>276,000</u>	<u>320,400</u>	<u>365,700</u>	<u>401,400</u>	<u>418,900</u>	<u>454,200</u>		79	<u>270,500</u>	<u>313,800</u>	<u>360,400</u>	<u>400,000</u>	<u>415,800</u>	<u>449,300</u>	
80	<u>276,700</u>	<u>321,300</u>	<u>366,700</u>	<u>402,200</u>	<u>419,400</u>	<u>454,500</u>		80	<u>271,400</u>	<u>315,000</u>	<u>361,500</u>	<u>400,800</u>	<u>416,300</u>	<u>449,600</u>	
81	<u>277,400</u>	<u>322,200</u>	<u>367,600</u>	<u>403,000</u>	<u>419,900</u>	<u>454,800</u>		81	<u>272,300</u>	<u>316,100</u>	<u>362,600</u>	<u>401,700</u>	<u>416,800</u>	<u>450,000</u>	
82	<u>278,100</u>	<u>323,100</u>	<u>368,300</u>	<u>403,800</u>	<u>420,400</u>	<u>455,000</u>		82	<u>273,200</u>	<u>317,200</u>	<u>363,600</u>	<u>402,500</u>	<u>417,300</u>	<u>450,200</u>	
83	<u>278,800</u>	<u>324,000</u>	<u>369,000</u>	<u>404,500</u>	<u>420,900</u>	<u>455,200</u>		83	<u>274,200</u>	<u>318,300</u>	<u>364,600</u>	<u>403,300</u>	<u>417,800</u>	<u>450,300</u>	
84	<u>279,500</u>	<u>324,800</u>	<u>369,600</u>	<u>405,200</u>	<u>421,400</u>	<u>455,400</u>		84	<u>275,500</u>	<u>319,400</u>	<u>365,600</u>	<u>404,100</u>	<u>418,300</u>	<u>450,400</u>	
85	<u>280,200</u>	<u>325,600</u>	<u>370,000</u>	<u>405,800</u>	<u>421,900</u>	<u>455,600</u>		85	<u>276,700</u>	<u>320,300</u>	<u>366,400</u>	<u>404,700</u>	<u>418,800</u>	<u>450,700</u>	
86	<u>280,900</u>	<u>326,300</u>	<u>370,600</u>	<u>406,400</u>	<u>422,400</u>	<u>455,800</u>		86	<u>277,900</u>	<u>321,300</u>	<u>367,200</u>	<u>405,200</u>	<u>419,300</u>	<u>450,900</u>	
87	<u>281,600</u>	<u>327,000</u>	<u>371,300</u>	<u>406,900</u>	<u>422,900</u>	<u>456,000</u>		87	<u>279,100</u>	<u>322,300</u>	<u>368,000</u>	<u>405,700</u>	<u>420,100</u>	<u>451,100</u>	
88	<u>282,300</u>	<u>327,700</u>	<u>372,000</u>	<u>407,400</u>	<u>423,400</u>	<u>456,200</u>		88	<u>280,300</u>	<u>323,300</u>	<u>368,800</u>	<u>406,200</u>	<u>420,600</u>	<u>451,300</u>	
89	<u>283,000</u>	<u>328,300</u>	<u>372,300</u>	<u>407,900</u>	<u>423,900</u>	<u>456,400</u>		89	<u>281,400</u>	<u>324,100</u>	<u>369,600</u>	<u>406,800</u>	<u>421,100</u>	<u>451,500</u>	
90	<u>283,700</u>	<u>328,900</u>	<u>373,000</u>	<u>408,300</u>	<u>424,400</u>	<u>456,600</u>		90	<u>282,300</u>	<u>325,000</u>	<u>370,300</u>	<u>407,200</u>	<u>421,400</u>	<u>451,600</u>	
91	<u>284,300</u>	<u>329,500</u>	<u>373,700</u>	<u>408,700</u>	<u>424,900</u>	<u>456,800</u>		91	<u>283,200</u>	<u>325,800</u>	<u>370,900</u>	<u>407,500</u>	<u>421,900</u>	<u>451,700</u>	
92	<u>284,900</u>	<u>330,100</u>	<u>374,300</u>	<u>409,100</u>	<u>425,400</u>	<u>457,000</u>		92	<u>284,100</u>	<u>326,700</u>	<u>371,600</u>	<u>407,900</u>	<u>422,400</u>	<u>451,800</u>	
93	<u>285,500</u>	<u>330,700</u>	<u>374,600</u>	<u>409,400</u>	<u>425,900</u>	<u>457,200</u>		93	<u>285,100</u>	<u>327,400</u>	<u>372,200</u>	<u>408,300</u>	<u>422,900</u>	<u>452,000</u>	
94	<u>286,100</u>	<u>331,300</u>	<u>375,100</u>	<u>409,700</u>	<u>426,400</u>	<u>457,400</u>		94	<u>285,600</u>	<u>328,100</u>	<u>372,800</u>	<u>408,700</u>	<u>423,300</u>	<u>452,100</u>	
95	<u>286,700</u>	<u>331,900</u>	<u>375,700</u>	<u>410,000</u>	<u>426,800</u>	<u>457,600</u>		95	<u>286,200</u>	<u>328,800</u>	<u>373,400</u>	<u>409,100</u>	<u>423,700</u>	<u>452,200</u>	
96	<u>287,300</u>	<u>332,500</u>	<u>376,300</u>	<u>410,300</u>	<u>427,200</u>	<u>457,800</u>		96	<u>286,800</u>	<u>329,500</u>	<u>374,000</u>	<u>409,500</u>	<u>424,200</u>	<u>452,300</u>	
97	<u>287,900</u>	<u>333,100</u>	<u>376,600</u>	<u>410,600</u>	<u>427,600</u>	<u>458,000</u>		97	<u>287,500</u>	<u>330,100</u>	<u>374,500</u>	<u>409,600</u>	<u>424,600</u>	<u>452,400</u>	
98	<u>288,500</u>	<u>333,600</u>	<u>377,200</u>	<u>410,900</u>	<u>428,200</u>	<u>458,200</u>		98	<u>288,100</u>	<u>330,800</u>	<u>374,900</u>	<u>409,800</u>	<u>425,000</u>	<u>452,500</u>	
99	<u>289,100</u>	<u>334,100</u>	<u>377,900</u>	<u>411,200</u>	<u>428,600</u>	<u>458,400</u>		99	<u>288,700</u>	<u>331,500</u>	<u>375,400</u>	<u>410,100</u>	<u>425,200</u>	<u>452,600</u>	
100	<u>289,700</u>	<u>334,600</u>	<u>378,500</u>	<u>411,500</u>	<u>429,000</u>	<u>458,500</u>		100	<u>289,300</u>	<u>332,200</u>	<u>375,900</u>	<u>410,400</u>	<u>425,600</u>	<u>452,700</u>	
101	<u>290,300</u>	<u>335,100</u>	<u>378,900</u>	<u>411,800</u>	<u>429,400</u>	<u>458,600</u>		101	<u>289,800</u>	<u>332,700</u>	<u>376,200</u>	<u>410,600</u>	<u>426,000</u>	<u>452,800</u>	
102	<u>290,900</u>	<u>335,600</u>	<u>379,400</u>	<u>412,100</u>	<u>429,800</u>	<u>458,700</u>		102	<u>290,300</u>	<u>333,200</u>	<u>376,600</u>	<u>411,000</u>	<u>426,400</u>	<u>452,900</u>	
103	<u>291,400</u>	<u>336,000</u>	<u>380,000</u>	<u>412,400</u>	<u>430,200</u>	<u>458,800</u>		103	<u>290,800</u>	<u>333,700</u>	<u>377,000</u>	<u>411,400</u>	<u>426,800</u>	<u>453,000</u>	
104	<u>291,900</u>	<u>336,400</u>	<u>380,500</u>	<u>412,700</u>	<u>430,600</u>	<u>458,900</u>		104	<u>291,300</u>	<u>334,200</u>	<u>377,400</u>	<u>411,800</u>	<u>427,100</u>	<u>453,100</u>	
105	<u>292,400</u>	<u>336,800</u>	<u>381,000</u>	<u>413,000</u>	<u>430,900</u>	<u>459,000</u>		105	<u>291,700</u>	<u>334,700</u>	<u>377,900</u>	<u>412,100</u>	<u>427,500</u>	<u>453,200</u>	
106	<u>292,900</u>	<u>337,200</u>	<u>381,600</u>	<u>413,300</u>	<u>431,200</u>	<u>459,100</u>		106	<u>292,100</u>	<u>335,100</u>	<u>378,200</u>	<u>412,400</u>	<u>427,900</u>	<u>453,300</u>	
107	<u>293,400</u>	<u>337,600</u>	<u>382,100</u>	<u>413,600</u>	<u>431,500</u>	<u>459,200</u>		107	<u>292,500</u>	<u>335,500</u>	<u>378,500</u>	<u>412,800</u>	<u>428,300</u>	<u>453,400</u>	

改 正 案							現 行						
108	293,900	338,000	382,400	413,900	431,700	459,300	108	292,900	335,900	378,800	413,200	428,700	453,500
109	294,300	338,400	382,800	414,200	431,900	459,400	109	293,100	336,300	379,000	413,400	429,100	453,600
110	294,600	338,800	383,300	414,500	432,100	459,500	110	293,400	336,700	379,300	413,700	429,500	453,700
111	294,900	339,200	383,700	414,800	432,300	459,600	111	293,700	337,000	379,600	414,000	429,900	453,800
112	295,200	339,600	384,100	415,100	432,500	459,700	112	294,000	337,400	379,900	414,400	430,300	453,900
113	295,500	340,000	384,500	415,400	432,700	459,800	113	294,100	337,600	380,200	414,600	430,700	454,000
114	295,800	340,400	385,000	415,700	432,900		114	294,400	338,000	380,500	414,800	430,900	
115	296,100	340,800	385,400	415,900	433,100		115	294,700	338,400	380,800	415,000	431,200	
116	296,400	341,200	385,800	416,100	433,300		116	295,000	338,800	381,100	415,500	431,500	
117	296,700	341,500	386,100	416,300	433,500		117	295,100	339,000	381,200	415,800	431,800	
118	296,900	341,800	386,300	416,500	433,700		118	295,300	339,400	381,500	416,100	432,100	
119	297,100	342,100	386,500	416,700	433,900		119	295,500	339,800	381,800	416,400	432,400	
120	297,300	342,400	386,700	416,900	434,100		120	295,700	340,200	382,000	416,600	432,700	
121	297,500	342,700	386,900	417,100	434,300		121	295,800	340,400	382,100	416,700	433,000	
122	297,700	343,000	387,100	417,300			122	296,100	340,700	382,400	416,900		
123	297,900	343,300	387,300	417,500			123	296,400	341,000	382,700	417,100		
124	298,100	343,500	387,500	417,600			124	296,700	341,300	383,000	417,300		
125	298,300	343,700	387,700	417,700			125	296,800	341,600	383,100	417,400		
126	298,500	343,900	387,900	417,800			126	297,000	341,900	383,300	417,500		
127	298,700	344,100	388,000	417,900			127	297,200	342,200	383,500	417,600		
128	298,900	344,300	388,100	418,000			128	297,400	342,500	383,700	417,700		
129	299,100	344,500	388,200	418,100			129	297,600	342,700	383,800	417,800		
130		344,700	388,300				130		343,000	384,000			
131		344,900	388,400				131		343,100	384,200			
132		345,100	388,500				132		343,400	384,400			
133		345,300	388,600				133		343,500	384,500			
134		345,600	388,700				134		343,800	384,600			
135		345,900	388,800				135		344,100	384,700			
136		346,200	388,900				136		344,400	384,800			
137		346,500	389,000				137		344,500	384,900			
138		346,800					138		344,700				
139		347,100					139		344,900				
140		347,400					140		345,100				
141		347,600					141		345,200				
142		347,800					142		345,500				
143		348,000					143		345,800				
144		348,200					144		346,100				
145		348,400					145		346,200				

改 正 案							現 行							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	定年前再任用短時間勤務職員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		円 219,500	円 260,000	円 279,700	円 294,900	円 320,600		円 362,700		円 216,200	円 256,200	円 275,600	円 290,700	円 316,200

宮代町職員の給与に関する条例 新旧対照表 (第2条による改正)

(下線部分が改正部分)

改正案	現 行
<p>(管理職手当) 第7条の2 (略) <u>2 前項の規定による管理職手当の額は、指定管理職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えてはならない。</u> <u>(扶養手当)</u> 第8条 (略) 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。  <u>(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u> <u>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u> <u>(3) 満60歳以上の父母及び祖父母</u> <u>(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</u> <u>(5) 重度心身障害者</u> 3 <u>扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までに該当する扶養親族たる父母等については1人につき6,500円とする。</u> 4 <u>扶養親族たる子</u>のうち満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間<u>にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子</u>の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。 5 <u>前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</u> 第9条 削除</p>	<p>(管理職手当) 第7条の2 (略) 2 <u>前項の規定による管理職手当は、月額5万円を超えてはならない。</u>  <u>(扶養手当)</u> 第8条 (略) 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 <u>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u> <u>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u> <u>(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u> <u>(4) 満60歳以上の父母及び祖父母</u> <u>(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</u> <u>(6) 重度心身障害者</u> 3 <u>扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に掲げる扶養親族(以下「扶養親族としての子」という。)については1人につき10,000円とする。</u> 4 <u>扶養親族としての子</u>のうち満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間<u>(以下「特定期間」という。)</u>にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>特定期間にある当該扶養親族としての子</u>の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。  第9条 <u>新たに職員となった者に扶養親族がある場合又はその職員に次の各号のいずれ</u></p>

改 正 案	現 行
	<p>かに掲げる事実が生じた場合においては、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合</p> <p>(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族としての子又は前条第2項第3号若しくは第5号に掲げる扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）</p> <p>2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日の月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終る。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</p> <p>3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</p> <p>(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合</p> <p>(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くにいたった</p>

改 正 案	現 行
<p>(地域手当)</p> <p>第9条の2 (略)</p> <p>2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、<u>100分の4</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第16条の2 指定管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に<u>勤務をした場合は</u>、当該指定管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、指定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)</u>であって<u>正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は</u>、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額<u>(前2項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して町規則で定める勤務にあつては、それぞれの額に100分の150を乗じて得た額)</u>とする。</p> <p>(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において町規則で定める額。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u></p>	<p>場合</p> <p>(3) <u>職員の扶養親族としての子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合</u></p> <p>(地域手当)</p> <p>第9条の2 (略)</p> <p>2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、<u>100分の6</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第16条の2 指定管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に<u>勤務した場合は</u>は、当該指定管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、指定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であつて</u> _____<u>正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は</u>は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額 _____</p> <p>_____</p> <p>_____とする。</p> <p>(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において町規則で定める額。<u>ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して町規則で定める勤務にあつては、それぞれの額に100分の150を乗じて得た額</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の122.5、</u></p>

改 正 案	現 行
<p>_____を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 (略) (勤勉手当)</p> <p>第18条の3 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第3項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u> _____を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u> _____を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略) (特定の職員についての適用除外)</p> <p>第18条の5 (略)</p> <p>2 第4条第3項から第10項まで及び第8</p>	<p><u>12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5</u>」とあるのは「<u>6月に支給する場合には100分の68.75、12月に支給する場合には100分の71.25</u>」とする。</p> <p>4～6 (略) (勤勉手当)</p> <p>第18条の3 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第3項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額、<u>6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略) (特定の職員についての適用除外)</p> <p>第18条の5 (略)</p> <p>2 第4条第3項から第10項まで、<u>第8条、</u></p>

改 正 案								現 行								
条 の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 別表第1（第3条関係） 行政職給料表								第9条及び第9条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 別表第1（第3条関係） 行政職給料表								
職員 の 区分  定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	職員 の 区分  定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
		円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300		1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	
	2	184,600	266,300	300,300	323,100	356,900	410,100		2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,700	337,500	
	3	185,800	267,300	301,800	324,900	358,500	411,900		3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,600	340,000	
	4	186,900	268,300	303,200	326,600	360,100	413,700		4	186,900	234,500	264,300	291,900	315,500	342,400	
	5	188,000	269,300	304,600	328,300	362,100	415,500		5	188,000	236,000	265,300	293,400	317,400	344,800	
	6	189,700	270,300	305,700	330,000	364,100	417,300		6	189,700	237,500	266,300	294,900	319,300	347,100	
	7	191,300	271,300	306,700	331,700	366,000	419,100		7	191,300	239,000	267,300	296,300	321,200	349,400	
	8	192,900	272,300	307,900	333,400	367,900	420,900		8	192,900	240,500	268,300	297,600	323,000	351,700	
	9	194,500	273,300	309,100	335,000	369,800	422,700		9	194,500	242,000	269,300	298,800	324,800	354,000	
	10	196,200	274,300	310,700	336,700	371,700	424,500		10	196,200	243,400	270,300	300,000	326,300	356,300	
	11	197,800	275,300	312,300	338,400	373,600	426,200		11	197,800	244,800	271,300	301,200	328,200	358,600	
	12	199,400	276,400	313,900	340,300	375,500	427,900		12	199,400	246,200	272,300	302,400	330,000	360,900	
	13	201,000	277,400	315,400	342,200	377,400	429,500		13	201,000	247,400	273,300	303,600	331,700	363,200	
	14	202,700	278,700	317,000	344,100	379,200	431,000		14	202,700	248,600	274,300	304,800	333,400	365,500	
	15	204,400	280,000	318,600	346,000	381,000	432,400		15	204,400	249,800	275,300	306,000	335,000	367,700	
	16	206,100	281,200	320,200	347,900	382,700	433,700		16	206,100	251,000	276,300	307,000	336,900	369,700	
	17	207,400	282,500	321,700	349,800	384,400	434,900		17	207,400	252,100	277,300	308,000	338,700	371,600	
	18	209,000	283,800	323,400	351,700	386,100	436,100		18	209,000	253,200	278,300	308,900	340,500	373,400	
	19	210,600	285,000	325,000	353,600	387,800	437,300		19	210,600	254,300	279,300	309,800	342,200	376,000	
	20	212,100	286,200	326,600	355,400	389,500	438,400		20	212,100	255,400	279,500	311,500	343,900	378,300	
	21	213,600	287,300	328,000	357,200	391,200	439,500		21	213,600	256,400	281,700	313,200	345,500	380,500	
	22	215,200	288,500	329,700	359,000	392,800	440,500		22	215,200	257,400	282,900	314,700	347,200	382,400	
	23	216,800	289,800	331,400	360,800	394,300	441,500		23	216,800	258,400	284,300	316,100	348,800	384,700	
	24	218,400	291,100	333,000	362,500	395,700	442,500		24	218,400	259,400	285,800	317,400	350,500	386,800	
	25	225,600	292,400	334,200	364,200	397,000	443,400		25	225,600	261,300	287,300	318,700	352,100	388,800	
	26	226,700	293,400	336,100	365,900	398,200	444,300		26	226,700	262,300	288,900	320,000	353,700	390,800	
	27	227,800	294,400	337,800	367,600	399,300	445,100		27	227,800	263,300	290,400	321,300	355,200	393,100	
	28	228,900	295,500	339,400	369,300	400,400	445,900		28	228,900	264,300	291,900	323,100	356,900	395,300	
	29	230,000	296,600	340,900	371,000	401,500	446,500		29	230,000	265,300	293,400	324,900	358,500	397,500	
	30	231,100	297,800	342,500	372,600	402,500	447,100		30	231,100	266,300	294,900	326,600	360,100	399,700	
	31	232,200	298,900	344,100	374,200	403,500	447,700		31	232,200	267,300	296,300	328,300	362,100	402,000	
32	233,300	300,100	345,700	375,800	404,500	448,300	32	233,300	268,300	297,600	330,000	364,100	404,200			

改 正 案								現 行							
33	234,400	301,300	347,400	377,400	405,500	448,800		33	234,400	269,300	298,800	331,700	366,000	406,500	
34	235,500	302,600	349,200	378,900	406,500	449,300		34	235,500	270,300	300,300	333,400	367,900	408,300	
35	236,600	303,900	351,000	380,400	407,400	449,800		35	236,600	271,300	301,800	335,000	369,800	410,100	
36	237,700	305,200	352,800	381,900	408,300	450,300		36	237,700	272,300	303,200	336,700	371,700	411,900	
37	238,800	306,500	354,300	383,300	409,200	450,800		37	238,800	273,300	304,600	338,400	373,600	413,700	
38	239,800	307,600	355,700	384,700	410,000	451,200		38	239,800	274,300	305,700	340,300	375,500	415,500	
39	240,800	308,700	357,100	386,100	410,800	451,600		39	240,800	275,300	306,700	342,200	377,400	417,300	
40	241,800	309,800	358,500	387,500	411,500	452,000		40	241,800	276,400	307,900	344,100	379,200	419,100	
41	242,800	310,800	360,000	388,800	412,200	452,400		41	242,800	277,400	309,100	346,000	381,000	420,900	
42	243,800	311,800	360,800	390,100	412,900	452,800		42	243,800	278,700	310,700	347,900	382,700	422,700	
43	244,800	312,800	361,800	391,400	413,500	453,200		43	244,800	280,000	312,300	349,800	384,400	424,500	
44	245,800	313,800	362,800	392,600	414,100	453,600		44	245,800	281,200	313,900	351,700	386,100	426,200	
45	246,800	314,800	363,700	393,800	414,700	453,900		45	246,800	282,500	315,400	353,600	387,800	427,900	
46	247,800	315,800	364,800	394,900	415,300	454,200		46	247,800	283,800	317,000	355,400	389,500	429,500	
47	248,800	316,800	365,700	396,000	415,900	454,500		47	248,800	285,000	318,600	357,200	391,200	431,000	
48	249,800	317,700	366,700	397,000	416,400	454,800		48	249,800	286,200	320,200	359,000	392,800	432,400	
49	250,800	318,600	367,600	398,000	416,900	455,000		49	250,800	287,300	321,700	360,800	394,300	433,700	
50	251,800	319,500	368,300	398,900	417,400	455,200		50	251,800	288,500	323,400	362,500	395,700	434,900	
51	252,800	320,400	369,000	399,800	417,900	455,400		51	252,800	289,800	325,000	364,200	397,000	436,100	
52	253,800	321,300	369,600	400,600	418,400	455,600		52	253,800	291,100	326,600	365,900	398,200	437,300	
53	254,800	322,200	370,000	401,400	418,900	455,800		53	254,800	292,400	328,000	367,600	399,300	438,400	
54	255,700	323,100	370,600	402,200	419,400	456,000		54	255,700	293,400	329,700	369,300	400,400	439,500	
55	256,600	324,000	371,300	403,000	419,900	456,200		55	256,600	294,400	331,400	371,000	401,500	440,500	
56	257,500	324,800	372,000	403,800	420,400	456,400		56	257,500	295,500	333,000	372,600	402,500	441,500	
57	258,400	325,600	372,300	404,500	420,900	456,600		57	258,400	296,600	334,200	374,200	403,500	442,500	
58	259,300	326,300	373,000	405,200	421,400	456,800		58	259,300	297,800	336,100	375,800	404,500	443,400	
59	260,200	327,000	373,700	405,800	421,900	457,000		59	260,200	298,900	337,800	377,400	405,500	444,300	
60	261,100	327,700	374,300	406,400	422,400	457,200		60	261,100	300,100	339,400	378,900	406,500	445,100	
61	262,000	328,300	374,600	406,900	422,900	457,400		61	262,000	301,300	340,900	380,400	407,400	445,900	
62	262,900	328,900	375,100	407,400	423,400	457,600		62	262,900	302,600	342,500	381,900	408,300	446,500	
63	263,800	329,500	375,700	407,900	423,900	457,800		63	263,800	303,900	344,100	383,300	409,200	447,100	
64	264,700	330,100	376,300	408,300	424,400	458,000		64	264,700	305,200	345,700	384,700	410,000	447,700	
65	265,500	330,700	376,600	408,700	424,900	458,200		65	265,500	306,500	347,400	386,100	410,800	448,300	
66	266,300	331,300	377,200	409,100	425,400	458,400		66	266,300	307,600	349,200	387,500	411,500	448,800	
67	267,100	331,900	377,900	409,400	425,900	458,500		67	267,100	308,700	351,000	388,800	412,200	449,300	
68	267,900	332,500	378,500	409,700	426,400	458,600		68	267,900	309,800	352,800	390,100	412,900	449,800	
69	268,700	333,100	378,900	410,000	426,800	458,700		69	268,700	310,800	354,300	391,400	413,500	450,300	
70	269,500	333,600	379,400	410,300	427,200	458,800		70	269,500	311,800	355,700	392,600	414,100	450,800	

改 正 案							現 行						
71	<u>270,300</u>	<u>334,100</u>	<u>380,000</u>	<u>410,600</u>	<u>427,600</u>	<u>458,900</u>	71	<u>270,300</u>	<u>312,800</u>	<u>357,100</u>	<u>393,800</u>	<u>414,700</u>	<u>451,200</u>
72	<u>271,100</u>	<u>334,600</u>	<u>380,500</u>	<u>410,900</u>	<u>428,200</u>	<u>459,000</u>	72	<u>271,100</u>	<u>313,800</u>	<u>358,500</u>	<u>394,900</u>	<u>415,300</u>	<u>451,600</u>
73	<u>271,800</u>	<u>335,100</u>	<u>381,000</u>	<u>411,200</u>	<u>428,600</u>	<u>459,100</u>	73	<u>271,800</u>	<u>314,800</u>	<u>360,000</u>	<u>396,000</u>	<u>415,900</u>	<u>452,000</u>
74	<u>272,500</u>	<u>335,600</u>	<u>381,600</u>	<u>411,500</u>	<u>429,000</u>	<u>459,200</u>	74	<u>272,500</u>	<u>315,800</u>	<u>360,800</u>	<u>397,000</u>	<u>416,400</u>	<u>452,400</u>
75	<u>273,200</u>	<u>336,000</u>	<u>382,100</u>	<u>411,800</u>	<u>429,400</u>	<u>459,300</u>	75	<u>273,200</u>	<u>316,800</u>	<u>361,800</u>	<u>398,000</u>	<u>416,900</u>	<u>452,800</u>
76	<u>273,900</u>	<u>336,400</u>	<u>382,400</u>	<u>412,100</u>	<u>429,800</u>	<u>459,400</u>	76	<u>273,900</u>	<u>317,700</u>	<u>362,800</u>	<u>398,900</u>	<u>417,400</u>	<u>453,200</u>
77	<u>274,600</u>	<u>336,800</u>	<u>382,800</u>	<u>412,400</u>	<u>430,200</u>	<u>459,500</u>	77	<u>274,600</u>	<u>318,600</u>	<u>363,700</u>	<u>399,800</u>	<u>417,900</u>	<u>453,600</u>
78	<u>275,300</u>	<u>337,200</u>	<u>383,300</u>	<u>412,700</u>	<u>430,600</u>	<u>459,600</u>	78	<u>275,300</u>	<u>319,500</u>	<u>364,800</u>	<u>400,600</u>	<u>418,400</u>	<u>453,900</u>
79	<u>276,000</u>	<u>337,600</u>	<u>383,700</u>	<u>413,000</u>	<u>430,900</u>	<u>459,700</u>	79	<u>276,000</u>	<u>320,400</u>	<u>365,700</u>	<u>401,400</u>	<u>418,900</u>	<u>454,200</u>
80	<u>276,700</u>	<u>338,000</u>	<u>384,100</u>	<u>413,300</u>	<u>431,200</u>	<u>459,800</u>	80	<u>276,700</u>	<u>321,300</u>	<u>366,700</u>	<u>402,200</u>	<u>419,400</u>	<u>454,500</u>
81	<u>277,400</u>	<u>338,400</u>	<u>384,500</u>	<u>413,600</u>	<u>431,500</u>		81	<u>277,400</u>	<u>322,200</u>	<u>367,600</u>	<u>403,000</u>	<u>419,900</u>	<u>454,800</u>
82	<u>278,100</u>	<u>338,800</u>	<u>385,000</u>	<u>413,900</u>	<u>431,700</u>		82	<u>278,100</u>	<u>323,100</u>	<u>368,300</u>	<u>403,800</u>	<u>420,400</u>	<u>455,000</u>
83	<u>278,800</u>	<u>339,200</u>	<u>385,400</u>	<u>414,200</u>	<u>431,900</u>		83	<u>278,800</u>	<u>324,000</u>	<u>369,000</u>	<u>404,500</u>	<u>420,900</u>	<u>455,200</u>
84	<u>279,500</u>	<u>339,600</u>	<u>385,800</u>	<u>414,500</u>	<u>432,100</u>		84	<u>279,500</u>	<u>324,800</u>	<u>369,600</u>	<u>405,200</u>	<u>421,400</u>	<u>455,400</u>
85	<u>280,200</u>	<u>340,000</u>	<u>386,100</u>	<u>414,800</u>	<u>432,300</u>		85	<u>280,200</u>	<u>325,600</u>	<u>370,000</u>	<u>405,800</u>	<u>421,900</u>	<u>455,600</u>
86	<u>280,900</u>	<u>340,400</u>	<u>386,300</u>	<u>415,100</u>	<u>432,500</u>		86	<u>280,900</u>	<u>326,300</u>	<u>370,600</u>	<u>406,400</u>	<u>422,400</u>	<u>455,800</u>
87	<u>281,600</u>	<u>340,800</u>	<u>386,500</u>	<u>415,400</u>	<u>432,700</u>		87	<u>281,600</u>	<u>327,000</u>	<u>371,300</u>	<u>406,900</u>	<u>422,900</u>	<u>456,000</u>
88	<u>282,300</u>	<u>341,200</u>	<u>386,700</u>	<u>415,700</u>	<u>432,900</u>		88	<u>282,300</u>	<u>327,700</u>	<u>372,000</u>	<u>407,400</u>	<u>423,400</u>	<u>456,200</u>
89	<u>283,000</u>	<u>341,500</u>	<u>386,900</u>	<u>415,900</u>	<u>433,100</u>		89	<u>283,000</u>	<u>328,300</u>	<u>372,300</u>	<u>407,900</u>	<u>423,900</u>	<u>456,400</u>
90	<u>283,700</u>	<u>341,800</u>	<u>387,100</u>	<u>416,100</u>	<u>433,300</u>		90	<u>283,700</u>	<u>328,900</u>	<u>373,000</u>	<u>408,300</u>	<u>424,400</u>	<u>456,600</u>
91	<u>284,300</u>	<u>342,100</u>	<u>387,300</u>	<u>416,300</u>	<u>433,500</u>		91	<u>284,300</u>	<u>329,500</u>	<u>373,700</u>	<u>408,700</u>	<u>424,900</u>	<u>456,800</u>
92	<u>284,900</u>	<u>342,400</u>	<u>387,500</u>	<u>416,500</u>	<u>433,700</u>		92	<u>284,900</u>	<u>330,100</u>	<u>374,300</u>	<u>409,100</u>	<u>425,400</u>	<u>457,000</u>
93	<u>285,500</u>	<u>342,700</u>	<u>387,700</u>	<u>416,700</u>	<u>433,900</u>		93	<u>285,500</u>	<u>330,700</u>	<u>374,600</u>	<u>409,400</u>	<u>425,900</u>	<u>457,200</u>
94	<u>286,100</u>	<u>343,000</u>	<u>387,900</u>	<u>416,900</u>	<u>434,100</u>		94	<u>286,100</u>	<u>331,300</u>	<u>375,100</u>	<u>409,700</u>	<u>426,400</u>	<u>457,400</u>
95	<u>286,700</u>	<u>343,300</u>	<u>388,000</u>	<u>417,100</u>	<u>434,300</u>		95	<u>286,700</u>	<u>331,900</u>	<u>375,700</u>	<u>410,000</u>	<u>426,800</u>	<u>457,600</u>
96	<u>287,300</u>	<u>343,500</u>	<u>388,100</u>	<u>417,300</u>			96	<u>287,300</u>	<u>332,500</u>	<u>376,300</u>	<u>410,300</u>	<u>427,200</u>	<u>457,800</u>
97	<u>287,900</u>	<u>343,700</u>	<u>388,200</u>	<u>417,500</u>			97	<u>287,900</u>	<u>333,100</u>	<u>376,600</u>	<u>410,600</u>	<u>427,600</u>	<u>458,000</u>
98	<u>288,500</u>	<u>343,900</u>	<u>388,300</u>	<u>417,600</u>			98	<u>288,500</u>	<u>333,600</u>	<u>377,200</u>	<u>410,900</u>	<u>428,200</u>	<u>458,200</u>
99	<u>289,100</u>	<u>344,100</u>	<u>388,400</u>	<u>417,700</u>			99	<u>289,100</u>	<u>334,100</u>	<u>377,900</u>	<u>411,200</u>	<u>428,600</u>	<u>458,400</u>
100	<u>289,700</u>	<u>344,300</u>	<u>388,500</u>	<u>417,800</u>			100	<u>289,700</u>	<u>334,600</u>	<u>378,500</u>	<u>411,500</u>	<u>429,000</u>	<u>458,500</u>
101	<u>290,300</u>	<u>344,500</u>	<u>388,600</u>	<u>417,900</u>			101	<u>290,300</u>	<u>335,100</u>	<u>378,900</u>	<u>411,800</u>	<u>429,400</u>	<u>458,600</u>
102	<u>290,900</u>	<u>344,700</u>	<u>388,700</u>	<u>418,000</u>			102	<u>290,900</u>	<u>335,600</u>	<u>379,400</u>	<u>412,100</u>	<u>429,800</u>	<u>458,700</u>
103	<u>291,400</u>	<u>344,900</u>	<u>388,800</u>	<u>418,100</u>			103	<u>291,400</u>	<u>336,000</u>	<u>380,000</u>	<u>412,400</u>	<u>430,200</u>	<u>458,800</u>
104	<u>291,900</u>	<u>345,100</u>	<u>388,900</u>				104	<u>291,900</u>	<u>336,400</u>	<u>380,500</u>	<u>412,700</u>	<u>430,600</u>	<u>458,900</u>
105	<u>292,400</u>	<u>345,300</u>	<u>389,000</u>				105	<u>292,400</u>	<u>336,800</u>	<u>381,000</u>	<u>413,000</u>	<u>430,900</u>	<u>459,000</u>
106	<u>292,900</u>	<u>345,600</u>					106	<u>292,900</u>	<u>337,200</u>	<u>381,600</u>	<u>413,300</u>	<u>431,200</u>	<u>459,100</u>
107	<u>293,400</u>	<u>345,900</u>					107	<u>293,400</u>	<u>337,600</u>	<u>382,100</u>	<u>413,600</u>	<u>431,500</u>	<u>459,200</u>
108	<u>293,900</u>	<u>346,200</u>					108	<u>293,900</u>	<u>338,000</u>	<u>382,400</u>	<u>413,900</u>	<u>431,700</u>	<u>459,300</u>

改 正 案							現 行						
109	<u>294,300</u>	<u>346,500</u>					109	<u>294,300</u>	<u>338,400</u>	<u>382,800</u>	<u>414,200</u>	<u>431,900</u>	<u>459,400</u>
110	<u>294,600</u>	<u>346,800</u>					110	<u>294,600</u>	<u>338,800</u>	<u>383,300</u>	<u>414,500</u>	<u>432,100</u>	<u>459,500</u>
111	<u>294,900</u>	<u>347,100</u>					111	<u>294,900</u>	<u>339,200</u>	<u>383,700</u>	<u>414,800</u>	<u>432,300</u>	<u>459,600</u>
112	<u>295,200</u>	<u>347,400</u>					112	<u>295,200</u>	<u>339,600</u>	<u>384,100</u>	<u>415,100</u>	<u>432,500</u>	<u>459,700</u>
113	<u>295,500</u>	<u>347,600</u>					113	<u>295,500</u>	<u>340,000</u>	<u>384,500</u>	<u>415,400</u>	<u>432,700</u>	<u>459,800</u>
114	<u>295,800</u>	<u>347,800</u>					114	<u>295,800</u>	<u>340,400</u>	<u>385,000</u>	<u>415,700</u>	<u>432,900</u>	
115	<u>296,100</u>	<u>348,000</u>					115	<u>296,100</u>	<u>340,800</u>	<u>385,400</u>	<u>415,900</u>	<u>433,100</u>	
116	<u>296,400</u>	<u>348,200</u>					116	<u>296,400</u>	<u>341,200</u>	<u>385,800</u>	<u>416,100</u>	<u>433,300</u>	
117	<u>296,700</u>	<u>348,400</u>					117	<u>296,700</u>	<u>341,500</u>	<u>386,100</u>	<u>416,300</u>	<u>433,500</u>	
118	<u>296,900</u>						118	<u>296,900</u>	<u>341,800</u>	<u>386,300</u>	<u>416,500</u>	<u>433,700</u>	
119	<u>297,100</u>						119	<u>297,100</u>	<u>342,100</u>	<u>386,500</u>	<u>416,700</u>	<u>433,900</u>	
120	<u>297,300</u>						120	<u>297,300</u>	<u>342,400</u>	<u>386,700</u>	<u>416,900</u>	<u>434,100</u>	
121	<u>297,500</u>						121	<u>297,500</u>	<u>342,700</u>	<u>386,900</u>	<u>417,100</u>	<u>434,300</u>	
122	<u>297,700</u>						122	<u>297,700</u>	<u>343,000</u>	<u>387,100</u>	<u>417,300</u>		
123	<u>297,900</u>						123	<u>297,900</u>	<u>343,300</u>	<u>387,300</u>	<u>417,500</u>		
124	<u>298,100</u>						124	<u>298,100</u>	<u>343,500</u>	<u>387,500</u>	<u>417,600</u>		
125	<u>298,300</u>						125	<u>298,300</u>	<u>343,700</u>	<u>387,700</u>	<u>417,700</u>		
126	<u>298,500</u>						126	<u>298,500</u>	<u>343,900</u>	<u>387,900</u>	<u>417,800</u>		
127	<u>298,700</u>						127	<u>298,700</u>	<u>344,100</u>	<u>388,000</u>	<u>417,900</u>		
128	<u>298,900</u>						128	<u>298,900</u>	<u>344,300</u>	<u>388,100</u>	<u>418,000</u>		
129	<u>299,100</u>						129	<u>299,100</u>	<u>344,500</u>	<u>388,200</u>	<u>418,100</u>		
							130		<u>344,700</u>	<u>388,300</u>			
							131		<u>344,900</u>	<u>388,400</u>			
							132		<u>345,100</u>	<u>388,500</u>			
							133		<u>345,300</u>	<u>388,600</u>			
							134		<u>345,600</u>	<u>388,700</u>			
							135		<u>345,900</u>	<u>388,800</u>			
							136		<u>346,200</u>	<u>388,900</u>			
							137		<u>346,500</u>	<u>389,000</u>			
							138		<u>346,800</u>				
							139		<u>347,100</u>				
							140		<u>347,400</u>				
							141		<u>347,600</u>				
							142		<u>347,800</u>				
							143		<u>348,000</u>				
							144		<u>348,200</u>				
							145		<u>348,400</u>				
定年前再任用短時間勤務職員	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給							
	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額							
	円	円	円	円	円	円							
	<u>219,500</u>	<u>260,000</u>	<u>279,700</u>	<u>294,900</u>	<u>320,600</u>	<u>362,700</u>							

改 正 案		現 行					
	定年前再任用短時間勤務職員	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給
		料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額
		円	円	円	円	円	円
		219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

宮代町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 新旧対照表  
(第3条による改正)

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(扶養手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次の各号に掲げる者 で他に生計の途がなく主としてその職員の 扶養を受けているものをいう。</p> <p><u>(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月3 1日までの間にある子</u></p> <p><u>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月3 1日までの間にある孫</u></p> <p><u>(3) 満60歳以上の父母及び祖父母</u></p> <p><u>(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月3 1日までの間にある弟妹</u></p> <p><u>(5) 重度心身障害者</u></p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第10条の2 管理職員特別勤務手当は、第3 条の2の規定に基づき管理職手当を支給さ れる職員が、臨時又は緊急の必要その他の公 務の運営の必要により、週休日又は休日(祝 日法による休日等及び年末年始の休日等を いう。以下同じ。)において勤務をした場合 <u>又は災害への対処その他の臨時又は緊急の 必要により午後10時から翌日の午前5時 までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)</u> <u>であって正規の勤務時間以外の時間に勤務 をした場合に支給する。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 第4条_____の規定は、地方公務 員法第22条の4第1項若しくは第22条 の5第1項又は地方公務員の育児休業等 に関する法律第18条第1項の規定により採 用された職員には適用しない。</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次の各号に掲げる者 で他に生計の途がなく主としてその職員の 扶養を受けているものをいう。</p> <p><u>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係 と同様の事情にある者を含む。)</u></p> <p><u>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月3 1日までの間にある子</u></p> <p><u>(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月3 1日までの間にある孫</u></p> <p><u>(4) 満60歳以上の父母及び祖父母</u></p> <p><u>(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月3 1日までの間にある弟妹</u></p> <p><u>(6) 重度心身障害者</u></p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第10条の2 管理職員特別勤務手当は、第3 条の2の規定に基づき管理職手当を支給さ れる職員が、臨時又は緊急の必要その他の公 務の運営の必要により、週休日又は休日(祝 日法による休日等及び年末年始の休日等を いう。以下同じ。)において<u>勤務する場合</u> _____</p> <p>_____に支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 第4条及び第4条の3の規定は、地方公務 員法第22条の4第1項若しくは第22条 の5第1項又は地方公務員の育児休業等 に関する法律第18条第1項の規定により採 用された職員には適用しない。</p>

宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表  
 (第1条による改正)

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)            第5条 (略)            2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在)において議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額<u>に、6月に支給する場合には100分の225、12月に支給する場合には100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。            (1)～(4) (略)            3 (略)</p>	<p>(期末手当)            第5条 (略)            2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在)において議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額<u>に100分の225</u>  <u>を乗じて</u>得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。            (1)～(4) (略)            3 (略)</p>

宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表  
 (第2条による改正)

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)                      第5条 (略)                      2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在                      (前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在)において議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の230</u>                      _____を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。                      (1)～(4) (略)                      3 (略)</p>	<p>(期末手当)                      第5条 (略)                      2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在                      (前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在)において議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の225、12月に支給する場合には100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。                      (1)～(4) (略)                      3 (略)</p>

## 町長及び副町長の給与等に関する条例 新旧対照表（第1条による改正）

（下線部分が改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（期末手当）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において町長等が受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の225、12月に支給する場合には100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>3 （略）</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において町長等が受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>3 （略）</p>

## 町長及び副町長の給与等に関する条例 新旧対照表（第2条による改正）

（下線部分が改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（期末手当）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において町長等が受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>3 （略）</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において町長等が受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の225、12月に支給する場合には100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>3 （略）</p>

## 教育委員会教育長の給与等に関する条例 新旧対照表 (第1条による改正)

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在)において教育長が受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の225、12月に支給する場合には100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在)において教育長が受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の225</u></p> <hr/> <p>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>

## 教育委員会教育長の給与等に関する条例 新旧対照表 (第2条による改正)

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在)において教育長が受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の230</u></p> <hr/> <p>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在)において教育長が受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の225、12月に支給する場合には100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>

## 職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表 (第 1 条による改正)

(下線部分が改正部分)

改 正 案			現 行		
(短時間勤務職員についての職員の給与条例の特例)			(短時間勤務職員についての職員の給与条例の特例)		
第 1 9 条 (略)			第 1 9 条 (略)		
第 4 条 第 3 項、第 4 項及び第 6 項	(略)	(略)	第 4 条 第 3 項、第 4 項及び第 6 項	(略)	(略)
第 9 条の 4 第 2 項第 2 号	(略)	(略)	第 9 条の 4 第 2 項第 2 号	(略)	(略)
第 1 2 条第 1 項	(略)	(略)	第 1 2 条第 1 項	(略)	(略)
第 1 2 条第 5 項	(略)	(略)	第 1 2 条第 5 項	(略)	(略)
第 1 8 条の 5 第 2 項	第 4 条第 3 項から第 1 0 項まで、第 8 条 — — 及び第 9 条の 3	第 8 条 — — 及び第 9 条の 3	第 1 8 条の 5 第 2 項	第 4 条第 3 項から第 1 0 項まで、第 8 条、 <u>第 9 条</u> — — 及び第 9 条の 3	第 8 条、 <u>第 9 条</u> 及び第 9 条の 3
	(略)	(略)		(略)	(略)
(部分休業の承認)			(部分休業の承認)		
第 2 2 条 (略)			第 2 2 条 (略)		
2 (略)			2 (略)		
3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 4 5 分を減じた時間を超えない範囲内で (当該非常勤職員が労働基準法第 6 7 条第			3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 4 5 分を減じた時間を超えない範囲内で (当該非常勤職員が労働基準法第 6 7 条第		

改 正 案	現 行
<p>1項に規定する育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項</p> <p>_____の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該労働基準法第67条第1項に規定する育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</p>	<p>1項に規定する育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該労働基準法第67条第1項に規定する育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</p>

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例 新旧対照表 (第2条による改正)

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の4 (略)</p> <p>2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、町規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求をした場合には、当該請求した職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして町規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、町規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>並びに第2項</u></p> <hr/> <p><u>及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、町規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する要介護者(以下「要介護者」という。)のある職員が、町規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第14条 (略)</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の4 (略)</p> <p>2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、町規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求をした場合には、当該請求した職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして町規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、町規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>第2項中「3歳に満たない子のある職員が、町規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、町規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する要介護者(以下「要介護者」という。)のある職員が、町規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第14条 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>2 職員は、次の各号に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができる。</p> <p>(1) ～ (15) (略)</p> <p>(16) <u>9歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子</u> (配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する職員が、その子の<u>看護等</u> (負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、<u>疾病</u>の予防を図るために必要なものとして任命権者が定めるその子の<u>世話若しくは学校保健安全法(昭和30年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準じるものとして町規則が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち町規則で定めるものへの参加をすることをいう。)</u>のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年において5日(その養育する<u>9歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日</u>)の範囲内の期間</p> <p>(17) ～ (22) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他町規則で定める者(第15条の2第1項において「<u>配偶者等</u>」という。))で負傷、疾病又は老齢により町規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「<u>指定期間</u>」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p><u>(配偶者が介護を必要とする状況に至った</u></p>	<p>2 職員は、次の各号に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができる。</p> <p>(1) ～ (15) (略)</p> <p>(16) <u>小学校就学の始期に達するまでの子</u> (配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する職員が、その子の<u>看護</u> (負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は<u>疾病</u>の予防を図るために必要なものとして任命権者が定めるその子の<u>世話をを行うこと</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p><u>をいう。)</u>のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年において5日(その養育する<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間</p> <p>(17) ～ (22) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他町規則で定める者_____で負傷、疾病又は老齢により町規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「<u>指定期間</u>」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2及び3 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p><u>職員に対する意向確認等)</u></p> <p><u>第15条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u></p> <p><u>3 任命権者は、職員が第1項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。</u></p> <p><u>（勤務環境の整備に関する措置）</u></p> <p><u>第15条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>（1）職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u></p> <p><u>（2）介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u></p> <p><u>（3）その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u></p>	

## 一般職の任期付職員の採用等に関する条例 新旧対照表 (第1条による改正)

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行																								
<p>(特定任期付職員の給料表等)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> <td style="text-align: center;"><u>392,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> <td style="text-align: center;"><u>440,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>3</u></td> <td style="text-align: center;"><u>492,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>4</u></td> <td style="text-align: center;"><u>555,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>5</u></td> <td style="text-align: center;"><u>634,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 (略)</p> <p>(特定任期付職員等の給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第17条第2項(期末手当)の適用については、同項中「<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5</u>」とあるのは「<u>6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175</u>」とする。</p> <p>3～5 (略)</p>	号給	給料月額 (円)	<u>1</u>	<u>392,000</u>	<u>2</u>	<u>440,000</u>	<u>3</u>	<u>492,000</u>	<u>4</u>	<u>555,000</u>	<u>5</u>	<u>634,000</u>	<p>(特定任期付職員の給料表等)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> <td style="text-align: center;"><u>380,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> <td style="text-align: center;"><u>427,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>3</u></td> <td style="text-align: center;"><u>477,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>4</u></td> <td style="text-align: center;"><u>539,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>5</u></td> <td style="text-align: center;"><u>615,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 (略)</p> <p>(特定任期付職員等の給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第17条第2項(期末手当)の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>3～5 (略)</p>	号給	給料月額 (円)	<u>1</u>	<u>380,000</u>	<u>2</u>	<u>427,000</u>	<u>3</u>	<u>477,000</u>	<u>4</u>	<u>539,000</u>	<u>5</u>	<u>615,000</u>
号給	給料月額 (円)																								
<u>1</u>	<u>392,000</u>																								
<u>2</u>	<u>440,000</u>																								
<u>3</u>	<u>492,000</u>																								
<u>4</u>	<u>555,000</u>																								
<u>5</u>	<u>634,000</u>																								
号給	給料月額 (円)																								
<u>1</u>	<u>380,000</u>																								
<u>2</u>	<u>427,000</u>																								
<u>3</u>	<u>477,000</u>																								
<u>4</u>	<u>539,000</u>																								
<u>5</u>	<u>615,000</u>																								

一般職の任期付職員の採用等に関する条例 新旧対照表（第2条による改正）

（下線部分が改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（特定任期付職員の給料表等）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第2項の規定による号給の決定_____</p> <p>_____は、予算の範囲内で行わなければならない。</p> <p>（特定任期付職員等の給与条例の適用除外等）</p> <p>第9条 特定任期付職員には、給与条例第3条（給料表）、第4条（初任給、昇格、昇給等の基準）、第7条から第8条まで（給料の調整額、管理職手当、扶養手当）、第9条の3（住居手当）、第12条から第14条まで（超過勤務手当、休日給、夜勤手当）、第16条（宿日直手当）及び第16条の2（管理職員特別勤務手当）_____の規定は、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第17条第2項（期末手当）の適用については、同項中「<u>100分の125</u>_____」とあるのは「<u>100分の95</u>_____」とする。</p> <p>3 <u>特定任期付職員に対する給与条例第18条の3第2項（勤勉手当）の適用については、同項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。</u></p> <p>4 特定任期付職員に対する給与条例第17条第5項（期末手当）の規定の適用については、給与条例第17条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成17年宮代町条例第35号）第7条第1項に規定する特定任期付職員」とする。</p>	<p>（特定任期付職員の給料表等）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員については、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u></p> <p>4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。</p> <p>（特定任期付職員等の給与条例の適用除外等）</p> <p>第9条 特定任期付職員には、給与条例第3条（給料表）、第4条（初任給、昇格、昇給等の基準）、第7条から第9条まで（給料の調整額、管理職手当、扶養手当）、第9条の3（住居手当）、第12条から第14条まで（超過勤務手当、休日給、夜勤手当）、第16条（宿日直手当）、第16条の2（管理職員特別勤務手当）及び第18条の3（勤勉手当）_____の規定は、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第17条第2項（期末手当）の適用については、同項中「<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5</u>」とあるのは「<u>6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175</u>」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する給与条例第17条第5項（期末手当）の規定の適用については、給与条例第17条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成17年宮代町条例第35号）第7条第1項に規定する特定任期付職員」とする。</p>



## 宮代町都市公園条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案		現 行	
別表第1 (第1条の6関係)		別表第1 (第1条の6関係)	
1 園 路及び 広場	(1)～(5) (略) (6) 高齢者、障がい者等が 転落するおそれのある場所 には、柵、令第11条第2号に 規定する点状ブロック等及び <u>令第22条第2項第1号</u> に規 定する線状ブロック等を適切 に組み合わせて床面に敷設し たもの(以下「視覚障がい者 誘導用ブロック」という。) その他の高齢者、障がい者等 の転落を防止するための設備 が設けられていること。 (7) (略)	1 園 路及び 広場	(1)～(5) (略) (6) 高齢者、障がい者等が 転落するおそれのある場所 には、柵、令第11条第2号に 規定する点状ブロック等及び <u>令第21条第2項第1号</u> に規 定する線状ブロック等を適切 に組み合わせて床面に敷設し たもの(以下「視覚障がい者 誘導用ブロック」という。) その他の高齢者、障がい者等 の転落を防止するための設備 が設けられていること。 (7) (略)

宮代町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案							現 行						
別表 (第 2 条関係)							別表 (第 2 条関係)						
階級	勤務年数						階級	勤務年数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満		35年以上	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満
団長	239,000円	344,000円	459,000円	594,000円	779,000円	979,000円	1,079,000円	239,000円	344,000円	459,000円	594,000円	779,000円	979,000円
副団長	229,000円	329,000円	429,000円	534,000円	709,000円	909,000円	1,009,000円	229,000円	329,000円	429,000円	534,000円	709,000円	909,000円
分団長	219,000円	318,000円	413,000円	513,000円	659,000円	849,000円	949,000円	219,000円	318,000円	413,000円	513,000円	659,000円	849,000円
副分団長	214,000円	303,000円	388,000円	478,000円	624,000円	809,000円	909,000円	214,000円	303,000円	388,000円	478,000円	624,000円	809,000円

改 正 案								現 行							
部長及び班長	2 0 4, 0 0 0 円	2 8 3, 0 0 0 円	3 5 8, 0 0 0 円	4 3 8, 0 0 0 円	5 6 4, 0 0 0 円	7 3 4, 0 0 0 円	8 3 4, 0 0 0 円	部長及び班長	2 0 4, 0 0 0 円	2 8 3, 0 0 0 円	3 5 8, 0 0 0 円	4 3 8, 0 0 0 円	5 6 4, 0 0 0 円	7 3 4, 0 0 0 円	
団員	2 0 0, 0 0 0 円	2 6 4, 0 0 0 円	3 3 4, 0 0 0 円	4 0 9, 0 0 0 円	5 1 9, 0 0 0 円	6 8 9, 0 0 0 円	7 8 9, 0 0 0 円	団員	2 0 0, 0 0 0 円	2 6 4, 0 0 0 円	3 3 4, 0 0 0 円	4 0 9, 0 0 0 円	5 1 9, 0 0 0 円	6 8 9, 0 0 0 円	

## 宮代町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(食事の提供の特例)</p> <p>第 16 条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業所等は、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、町等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3) ～ (5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第 29 条 (略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とする。</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね <u>15 人</u> につき 1 人 (法第 6 条の 3 第 10 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満 4 歳以上の児童 おおむね <u>25 人</u> につき 1 人</p> <p>3 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第 31 条 (略)</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p>	<p>(食事の提供の特例)</p> <p>第 16 条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業所等は、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、町等の栄養士 _____ により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士 _____ による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3) ～ (5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第 29 条 (略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とする。</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね <u>20 人</u> につき 1 人 (法第 6 条の 3 第 10 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満 4 歳以上の児童 おおむね <u>30 人</u> につき 1 人</p> <p>3 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第 31 条 (略)</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p>

改正案	現行
<p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15</u>人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25</u>人につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>(職員)</p>	<p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20</u>人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30</u>人につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>(職員)</p>
<p>第44条 (略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、一の保育所型事業所内保育事業所につき2人を下ることはできない。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15</u>人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25</u>人につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>(職員)</p>	<p>第44条 (略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、一の保育所型事業所内保育事業所につき2人を下ることはできない。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20</u>人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30</u>人につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>(職員)</p>
<p>第47条 (略)</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15</u>人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25</u>人につき1人</p> <p>3 (略)</p>	<p>第47条 (略)</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20</u>人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30</u>人につき1人</p> <p>3 (略)</p>

宮代町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例  
新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合は、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体</u></p> <hr/> <p>_____をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(<u>掲示等</u>)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)</u>により公衆の閲覧に<u>供しなければならない。</u></p>	<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合は、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シーディーロムその他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u>をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(<u>掲示</u>)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>掲示しなければならない</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>